



日本ボーイスカウト神奈川連盟創立60周年記念

第12回 神奈川キャンポリー

安全管理ハンドブック

12KC大会本部 救護部

2009/7/10 (第2版)



テーマ『朝霧高原から新たなる出発』
～手をつなごう・友と地球と～

平成21年8月2日(日)～6日(木)
静岡県富士宮市根原 朝霧高原



日本ボーイスカウト神奈川連盟

～ Since 1964 ～

目 次

| | |
|---------------------|----|
| 第1章 総 則 | |
| 1. 基本原則 | 3 |
| 2. 安全管理の組織と業務 | 3 |
| 3. 安全会議 | 3 |
| 第2章 野営生活における安全管理 | |
| 1. 基本 | 4 |
| 2. 野営管理 | 4 |
| 3. 天候による対策 | 6 |
| 第3章 プログラム活動における安全管理 | |
| 1. 基本 | 8 |
| 2. 安全管理の方法 | 8 |
| 3. 安全指導について | 8 |
| 4. プログラム別安全管理 | 9 |
| 第4章 救急・救助態勢 | |
| 1. 救護所と委託病院 | 10 |
| 2. 対応 | 10 |
| 3. 場外プログラム | 10 |
| 第5章 事故対策 | |
| 1. 緊急連絡先 | 11 |
| 2. 参加隊長の確認事項 | 11 |
| 3. 事故発生時の一般原則 | 11 |
| 4. 応急手当の一般的注意事項 | 11 |
| 5. 事故処理 | 12 |
| 6. 重大事故の処理 | 12 |
| 7. 緊急対策本部の構成員 | 13 |
| 8. 部外発表 | 13 |

第1章 総 則

1. 基本原則

- (1)安全はすべてに優先する。自分の安全は自分で守り、また、定められたルールや注意事項を守って、参加者一人ひとりが健康安全と事故の発生防止に努め、楽しく快適なキャンプ活動をおくれるように心がける。
- (2)スカウトは、他のスカウトと協力して、互いの安全を確認し助け合って活動するとともに、所属隊長及び関係指導者の指示に従って行動する。
- (3)指導者は集散の移動及び大会期間中を通じて、常に安全指導・安全管理について万全の配慮をする。また、定められた注意義務を履行し、安全確保が習慣化するよう指導する。
- (4)参加者が自己の不注意または違反行為が原因で事故を起こした場合は、保険金の支払われないことがある。

2. 安全管理の組織と業務

12K Cの安全管理に関することを掌握するため、大会期間中に、統轄安全管理者、安全管理者、SC安全管理者、副安全管理者(以上、一括して「管理者」と称す)ならびに安全係をおく。

管理者及び安全係は、安全に関する助言と勧告を行うとともに、責任者の指示に基づいて指導、監督を行う。(安全管理組織図は13頁を参照)

| 名称 | | 担当者 | 役務 |
|-------------|---------|-------------------------------------|--|
| 管 理 者 | 統轄安全管理者 | 指名された副大会長 | 大会期間中の全ての安全管理に関する事項を統轄し、大会長を補佐する。 |
| | 安全管理者 | 指名された副野営長 | 全てのサブキャンプの安全管理に関する事項を総括し、野営長を補佐する。 |
| | | 指名された副運営本部長 | 運営本部の安全管理に関する事項を総括し、運営本部長を補佐する。 |
| | SC安全管理者 | 指名された各SCの副野営長 | 各サブキャンプの安全管理に関する事項を総括し、サブキャンプ野営長を補佐する。 |
| | 副安全管理者 | 各SC安全管理者に指名された副運営部長 | 各サブキャンプの野営生活全般、ならびにサブキャンプ行事及び自主プログラムにおける安全に関する事項を指導監督する。 |
| | | 指名されたGHQ各部の副部長 | 各業務執行における安全管理に関する事項を指導監督する。 |
| 安全係 | | 各隊で指名された者 各SC、GHQ各部の各班(係)で指名された者 | 現場の安全管理を担当する。 |

3. 安全会議

(1)統轄安全会議

統轄安全管理者は、必要に応じて管理者を招集し、自ら議長となって開催する。

(2)安全会議

各管理者は、必要に応じて下位の管理者及び安全係を招集し、自ら議長となって開催する。

第2章 野営生活における安全管理

1. 基本

- (1)安全で快適な野営生活をおくるには、指導者・スカウトとも予想される危険の予防に努め、安全を先取りすることが重要である。
- (2)参加者は野営日課を厳守し、食事・睡眠・排泄・更衣・清潔等の基本事項を身に付け、健康に留意した快適な生活環境の保持と時間の管理により、節度ある野営生活をおくる。
 - ①出発まで規則正しい生活をおくり、体調を整える。
 - ②出発前1週間の健康状態に異常がないか確認する。
 - ③大会期間中をとおして定時に健康調査を行う。
 - ④健康と安全の基本となる洗顔、手洗い、水浴び、着替えを励行する。
 - ⑤肌着の洗濯、衣類寝具等の乾燥、テント内外の乾燥に留意する。
 - ⑥活動中は常に参加カードと健康保険証のコピーを所持し、緊急の場合にはすぐに連絡や対応ができるようにする。
- (3)正しい用具の使用
 - ①設営のための用具の使用は、平素の訓練の成果を示すよい機会であることを念頭において行う。
 - ②包丁、なた、斧、ナイフ等の刃物の扱い方の安全管理を徹底し、刃物による傷を負わないように特に注意する。ケガは楽しいキャンポリー活動の妨げになることを銘記する。
- (4)水道施設管・電線等への注意
水道管敷設標識の両側1m以内にテントのベグ、棒類を打ち込まない。また、SHQ・GHQ地域に配線する電線等に注意する。

2. 野営管理

(1)交通安全

会場には、配給物資の運搬等各種の業務用車両が通行するので、横断・通行の際には交通安全に十分注意する。

(2)食中毒の防止:食中毒予防の3原則

食中毒の大部分は細菌によるもので、食中毒を防ぐには、次の3つのことに注意する。

- ①清潔の原則(食中毒菌をつけない)
- ②温度の原則(食中毒菌を殺す)
- ③迅速の原則(食中毒菌を増やさない)

この3原則をもとに「食品の保存」から「残った食品」までについて、食中毒を予防するための次の5つのポイントを守ること。

①食べ物を保存する時は

(ア)食材料は、腐敗や変質を防止するために、一時保管場所にはフライ等を設置して直射日光や雨があたらないように配慮する。

②料理を始める前に

(ア)必ず手を洗う。

(イ)調理を始める前にもう一度、調理台、調理器具を点検する。

③料理をするとき

(ア)加熱して調理をする食品は充分に加熱する。

(イ)包丁、食器、まな板、ふきん等は、使った後すぐに洗剤と流水でよく洗う。

④食事をするとき

(ア)食卓につく前に手を洗う。

(イ)清潔な手で、清潔な器具を使い、清潔な食器に盛りつける。

(ウ)少しでも怪しいと思ったら、口に入れず捨てる。

(エ)生水はそのまま飲料水とせず、煮沸して麦茶、湯冷まし等にして飲む。

⑤食べ物が残ったとき

(ア)残った食品は、できる限り廃棄する。

配給の食材料が変質したり、味が変わっていたりした場合には、直ちに調理を中止してGHQ配給部に届け出て担当者の指示に従う。

(3)害虫・毒草木の被害防止

過去のキャンポリーの治療件数によると、ブヨ、蚊、ハチ等による被害が多く見られる。状況に適した長袖、長ズボン等の服装と初期治療(石鹼水と流水で皮膚を充分に洗浄し、冷湿布を施す)によって被害の防止と症状の緩和に心がける。

(4)火災

①参加隊・奉仕隊は、火気の取り扱い及び火災発生の予防に万全の注意を払う。

火気を使用する場合は必ず消火用の水を備えること。

②火災が発生した場合は、直ちに周囲に伝えるとともに、応急消火に努め、SHQ野営管理班に通報する。

(5)プロパンガスの使用

12KCでは、ゆとりあるキャンプ生活に重点を置いた大会とし、期間中の日々のキャンプ生活もキャンポリーのプログラムの一環であると位置付け、スカウトのキャンプ生活を簡素に送る意味から炊事用燃料としてプロパンガスを使用する。

(6)キャンピング用灯火の使用

今大会ではこれまで同様テント内でのロウソク等の裸火の使用を禁止する。テント内での照明については、電池等を使用した灯火を使用する。

各隊(班)の食堂等の灯火としては、これまで同様「液体燃料(ホワイトガソリン・灯油)」や「ガスボンベ」等を使用した灯火の使用も可能であるが、その取扱には十分に注意する。

(7)じん芥

12KC会場には予め不必要なものは持ち込まないよう配慮し、残材やゴミは最小限にする。

会期中は生活環境を良好に保つために、GHQ野営管理部の指示に従いじん芥を分別してSCごとに指定する場所に集積する。

(8)使用が許可されていない場所への立ち入り禁止

会場周辺の12KCの使用地域として許可を受けていない場所には立ち入らない。

(9)共同使用施設

会場内に設けられた水道、シャワー場、便所等は共同で使用するため、互いに清潔に使用するように心がける。

3. 天候による対策

(1) 熱中症・日焼けの防止

熱射病(日射病)、熱疲労、熱けいれんを総称し、熱中症という。いずれも、高温環境下に長時間立っていたり、作業していたりするとき起こり、体温調節や血液の流れが阻害され、熱が発散せず、いわゆる「うつ熱」と水分及び塩分の欠乏が原因である。日常よく出会う日射病は、頭部または頸部に長時間、直射日光を受けた場合に起こる。

また、過度の日焼けは体力を消耗し、日射病や熱傷を起こし、最悪の場合は入院加療が必要な場合がある。晴天時は当然、曇りでも紫外線は強く、油断していると、すぐに重症になる場合がある。

隊サイト内にフライやタープを張り日陰を確保し、テント内の換気に注意するとともに、次の事項に留意する。

- ①首筋や背中を直接日光にさらさないよう、作業帽と服装に注意する。
- ②炎天下での作業にさいしては、適時、日陰での小休止、水分、塩分の補給に配慮する。
- ③野営目課に基づき、食事と睡眠を十分にとる。

(2) 雷対策

落雷の持つ巨大なエネルギーからみれば、人間の絶縁保護作用は皆無に等しく、人への落雷は、金属類を身に付けているかいないにかかわらず、人そのものが電流の良導体であることを理解する。また、落雷は金属、非金属にかかわらず、高く突き出ているものに落ちやすい。

これらのことから、雷が発生した場合には次の事項に留意する。

- ①雲が接近して大粒の雨がともなうときは、雷雲がすぐ頭上にある。大粒の雨はヒョウやアラレになりそこねたもので、落雷直前を意味するので、直ちに安全地帯に退避する。
- ②雷雲の進行方向とは逆の方向の山陰や、稜線より低い森林地帯に退避する。屋根、水辺、広場、高い木の真下は危険、
- ③高いポールや樹木(樹木の場合は、枝先・葉先)から必ず2m以上離れる。2m以上の距離をとらず、また、木の近くに立っていることは、平地に立っているよりも危険をとまなう。ポールや樹木が4m以上の高さの時は、その根元から4m以内の範囲で、姿勢を低くしてしゃがむ。(頂点を45度の仰角でみる範囲に入る)
なお、送電線や配電線の高さの2倍幅の帯状域内も保護範囲となる。
- ④密集して歩かない。また、テント内でも密集せず、テントの支柱や屋外のポールからもなるべく離れる。
- ⑤退避中の避雷姿勢は、両足を抱え込むようにしてしゃがみ、周辺の物体よりも頭を低くする。(頭部付近の電位を低くする)
立っている状態の人間は、頭部付近の電位は約200ボルト、しゃがんだ時の電位は50ボルト以下になる。
- ⑥被害を小さくするために、頭部や胸(心臓近く)から上には絶対に金属類をつけない。ヘアピン、バッジ、眼鏡ネックレス、ピアス、腕時計等ははずし、ズボンのポケット等に入れる。雨が降っていても傘はささない。
なお、金属類をはずしても少しも安全になったとはいえない。むしろ腕などに金属類をつけていることによって人体表面に沿った放電を起こしやすく、体内方面への電流の流れを変え、身体の外側方向に導く働きをする場合もある。

(3) 風雨対策

- ① 風雨に備えキャンプサイトを設営する時から地形と水路をよく確認する。
- ② テント等の張り綱は、気象の変化に対して絶えず張り具合を調節する。
- ③ 非常の場合に備えて個人装備品を整理し、濡れないように配慮する。
- ④ 台風や豪雨等によって野営生活が困難になった場合、または危険が予想される場合は、スカウトの安全を確保すると同時にSC本部に連絡し、その指示に従って行動する。
- ⑤ 各SHQは、緊急避難に備えてSC内に緊急集合場所を指定して、参加隊長に周知徹底を図る。

(4) 地震

地震については、予測が困難であるが、特に屋内で地震が発生した際には、火気を使用している場合には直ちに消火し、机やベッド等の下に入り落下物を防ぐ。また、ロッカーや棚等から離れた場所に身を移すとともに、電灯やガラス戸に近づかない。

(5) 緊急退避

- ① SC野営長は、台風や豪雨等によって野営生活が困難であると判断した場合に速やかにGHQ野営長に連絡して、その指示によって退避命令を発令する。
- ② 退避の指示を受けた参加隊・奉仕隊は、時間の許す限りキャンプサイトを整理し、一部の指導者が残留し事後の監視を行う。
- ③ 退避する参加隊・奉仕隊は寝具、個人携行品、既に配給を受けた食料(非常食を含む)を取りまとめ、予め指示された緊急集合場所へ移動する。
- ④ 退避者及びその退避先を把握するためにSC野営長は退避用車両にSC要員を添乗させ、その状況を逐次大会本部に連絡する。

《安全地帯と避雷姿勢》

「ボーイスカウト・フィールドブック」より



第3章 プログラム活動における安全管理

1基本

プログラム活動において事故を防止するには、関係者が方法、実施場所・施設、用具、人員等について、常に安全管理に即した対応をすることが求められている。また、参加者の安全管理に関わる注意義務を十分につくすことが必要であり、それぞれの立場で事前の検討と実施にあたっての安全対策を講じなければならない。

2. 安全管理の方法

(1)活動方法の安全管理

プログラム活動の実施にあたっては、段階を豊って、ゆとりを持って展開する。活動は一般的に準備運動から始まり、主たる活動の展開、そして整理運動の順となるが、技術の難易度、実施時間の長短、時期等についても留意する。

(2)場所の安全管理

①プログラム活動は、活動の目的に適合した施設で、周辺の状況を十分に把握したうえで実施する。事前に調査を十分に行い、緊急時に備えた対応策を整える。

②場所の整備が不十分なために危険な状況が予測される場合には、一時活動を中止して、ただちに修復する。

③修復不可能な場合には、そのプログラムを中止する。

④気象条件が著しく悪化して危険な状況が予測される場合には、関係者と協議のうえ、そのプログラムを中止する。

(3)用具の安全管理

プログラムに使用する用具は常に点検を行い、破損した用具は絶対に使用しない。

(4)人の安全管理

活動の主体である人をめぐる安全管理は、身体の状態、心の状況等、複雑な要素を含む。このため、健康観察による的確な指示と、参加スカウトからの自主的な健康申告を行い、小さな異常や変化の有無に気を配る。

3. 安全指導について

参加者一人ひとりが安全について理解させ、安全確保が習慣化するように指導し、次の事項について十分理解させる。

(1)活動中は常に参加カードと健康保険証のコピーを所持する

(2)ルールを守る

(3)自分の活動に責任を持つ

(4)プログラムの正しい実施

(5)用具の正しい利用

(6)健康状態の把握

(7)適正な服装と的確な行動

4. プログラム別安全管理

12KCでは、多種多様なプログラムが会場周辺を舞台にして計画されている。

これにチャレンジしようとするスカウトは各自の健康状態と体力・能力に十分に留意して、無理のないプログラム参加が重要である。

また、プログラムに参加する際には、準備運動を十分に行なうとともに、プログラムの実施中はバディシステム(2人1組)等を有効に活用し、班員相互の安全確認を適宜実施する。

特にプログラムの実施にあたっては、現場指導者の指示に従い、定められたルールを遵守する。

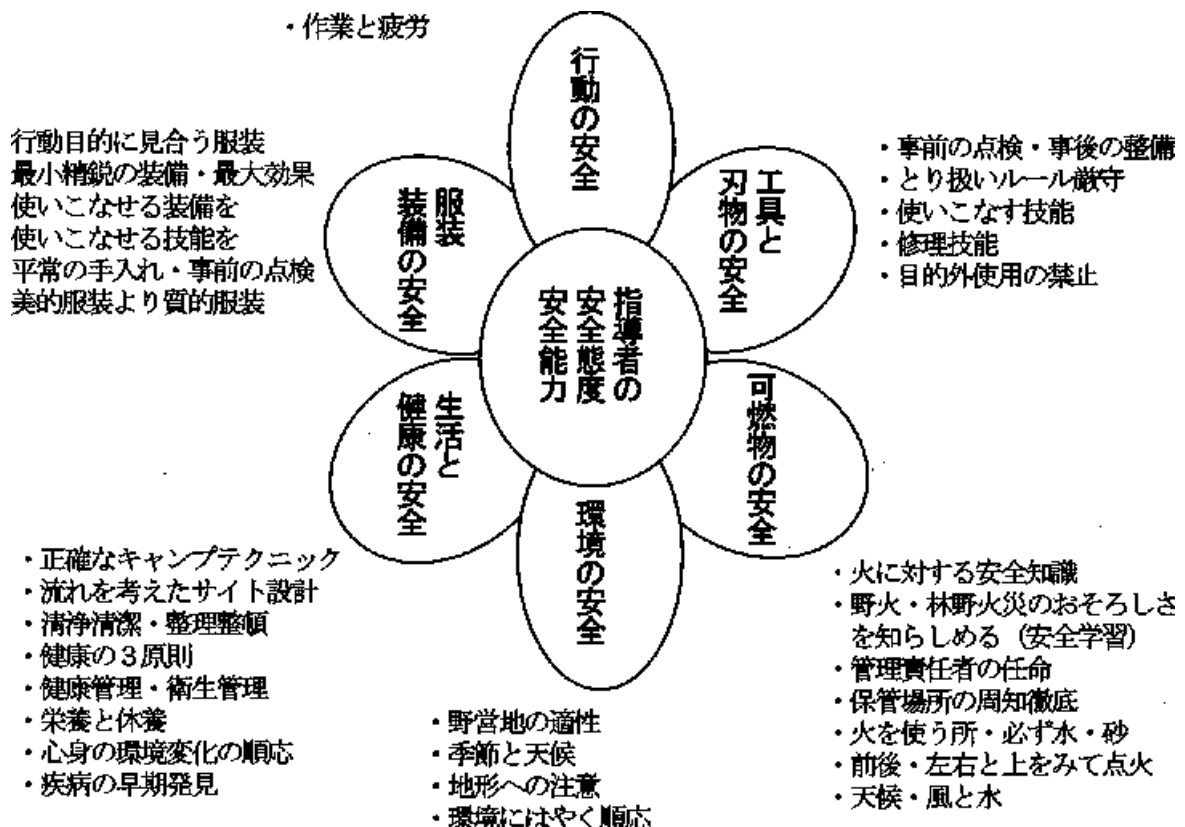
参加者の安全に関わる事項で指導者の指示に従わない場合は、その日の活動への

参加を中止させる場合もある。また、状況によっては大会の保険が適用されない場合もある。

安全管理の6要素 (六花卉チャート)

『ボーイスカウト安全入門』より

- ・安全のルール厳守=安全3原則を守る
- ・安全行動4要素を守る
- ・年齢・技能に見合う行動
- ・一作業・一点呼
- ・危険予知能力の養成=最悪時非難訓練
- ・ハイキング・軽登山は実踏結果をふまえた行動
- ・作業と疲労



第4章 救急・救助態勢

1. 救護所と委託病院

会場内の参加者の健康管理と傷病に対して万全を期するために中央救護所・SC救護所を設置し、場外にはGHQ委託の病院を指定する。

2. 対応

- (1) 傷病者は、まず、隊指導者(または近くにいる部員)による応急手当を受け、傷病の程度により二次的対応が必要と判断された者は、隊長(または所属長)の許可を受けて所属するSC救護所において、担当医師の診断を受ける。ただし、緊急を要する場合には、傷病発生場所から最も近い救護所で診断を受ける。
- (2) 会場内で発生した患者のうち、中央救護所担当医師の判断によって場外の委託病院に搬送する場合がある。
- (3) 場外の委託病院での診察治療費は自己負担となるため、参加者は健康保険証のコピーを参加カードのケースの申に入れて、常に携帯する。
- (4) 緊急を要するもの、あるいは発生場所から移動させることが危険と判断される場合は、SC救護所からの要請により中央救護所から医療チームを派遣することがある。

3. 場外プログラム

- (1) 場外プログラムの状況に応じて、最寄りの医療機関と連携する。
- (2) プログラム等で必要な部署に、応急医薬器材を配備するとともに、場合によっては迅速かつ適切な応急処置ができるよう、事前にGHQ救護所に医療チームの派遣を要請し、緊急時に備える。
- (3) 場外プログラムでは、準備段階から、利用施設や市町村役場をはじめ、警察署・消防署・保健所等と連携をとり、安全対策に必要な態勢を整える。
- (4) 場外プログラム時に事故が発生した場合は、必要な処置を講じ、必ず大会本部の中央救護所に状況報告をする。

4. GHQ 救護所運営

12KC の GHQ 及び SC 救護所の運営については別紙・救護衛生部業務運営要領を定める。

<参考> 11KC 患者報告 (GHQ 救護所診療分)

| 科目 | 内容 | 計 |
|-----|-----------------------------|------|
| 外科 | 骨折 2 名・縫合処置 3 名・火傷 4 名・捻挫など | 20 名 |
| 内科 | 便秘 4 名・風邪 4 名・下痢は 1 名も無い・など | 11 名 |
| 皮膚科 | 虫刺されがほとんど | 15 名 |
| 耳鼻科 | 中耳炎 1 名 | 1 名 |
| 歯科 | 冠や差し歯が取れたなど | 3 名 |
| | 合計 | 50 名 |

第5章 事故対策

1. 緊急連絡先

参加者は、住所以外に緊急連絡先がある場合には、参加カードと健康調査書に、その連絡先と電話番号を記入する。

2. 参加隊長の確認事項

参加者の所属する参加隊長は、次の事項を確認する。

- (1) 近親者・所属団・関係者への連絡。
- (2) 帰宅を必要とするときは、その手続き、方法をSHQ総務班と協議する。

3. 事故発生時の一般原則

| 内容 | 方法 |
|-----------|--|
| 被害者に対する措置 | 傷病の程度に応じて、人命救助、健康保全のための必要適切な処置を行う。 |
| 救護所への通報 | 「いつ、どこで、だれが、どうしたか」を通報し、「今しなければならぬこと」の指示を受ける。 |
| 搬送 | 傷病の状況に応じて中央救護所に運び、医師の判断によって中央救護所から適当な病院に運ぶ。 |
| 証拠の保全 | 現場写真の撮影、事情聴取、図面の作成、目撃者の所属・氏名の確認に留意する。 |
| 報告 | 上位の管理者に、事故災害の状況を報告する。 |

4. 応急手当の一般的注意事項

指導者は事前に必ずテキスト等にて応急処置法を再確認し、適切な処置を施し、参加者に不利益が被らないように常に知識を整理し、救急対応の心得をしておく。そして、救助にあたるものは、当事者の生命を救うため、沈着冷静・迅速・的確に次の処置をとる。

- (1) 意識の有無、傷の状態・症状等を考えて楽な姿勢で寝かせる。
- (2) 重度の傷病者は、意識の有無、呼吸の有無、心臓停止の有無、体温、頭部のケガの有無を調べる。
- (3) 一刻も早く手当を要する傷病者を、素早く救急のための応急処置をする。
 - ① 出血……止血法
 - ② 心肺停止……気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、AED(自動体外式除細動器)の使用
 - ③ 熱傷……水をかけて冷やす。衣服着用部位であれば衣服の上から水をかける
 - ④ 意識不明……横向きに寝かせて誤飲防止、窒息防止、症状観察
 - ⑤ 捻挫・骨折…固定して冷やす
- (4) 外気温や症状に応じて毛布等で保温する。
- (5) 以下の状況の場合には飲み物を与えない。
 - ① 意識がない者
 - ② 頭部、胸部、腹部に損傷がある者(損傷の疑いを含む)

- ③手術が必要と予測される者
 - ④吐き気のある者
 - ⑤すぐに医師の診断が受けられる者
- (6)搬送前に患者の様子をよく観察し、緊急手当を施した後、患部、安静を要する部位を保護しながら、頭、肩、腰、大腿、下腿を支えて3人以上で運ぶ。

5. 事故処理

| 内 容 | 方 法 |
|--------------|---|
| 事故報告 | 事故の人身・対物を問わず、直ちに管理者に報告する。 |
| 人身事故 | 事故が人身に関わる場合、事故発生場所で業務に携わる指導者または安全係は、救護のための応急処置をとった後、事故報告の手続きをとる。 |
| 管理者の処置 | 事故の報告を受けた管理者は、直ちに上位の管理者に順次通報する |
| 重症、死亡事故、行方不明 | 発生事故が重症または死亡に至った場合、または参加者が行方不明となった場合に、統轄安全管理者は大会長の名により緊急対策本部を設置し、GHQ総務部長に対して必要な事故処理を指示する。 |
| 事故処理の細部 | 巻末事故対策図を参照 |

重症または死亡事故発生に際しては、その近親者を現地に向かわせるための手配
(地区本部経由→GHQ総務部)

6. 重大事故の処理

統轄安全管理者は、重大事故発生にさいしては、次のように処理する。

| 内容 | 方法 |
|------|---|
| 対策本部 | 事後処理のため、緊急対策本部を編成する。 |
| 事情聴取 | 事故に関わりのある指導者及び救助に立ち合った関係者から詳細な事情説明を受ける。 |
| 救助 | 必要と思われるあらゆる救助活動に協力する。 |
| 連絡調整 | 被害者の所属隊長及び配属SHQ、ならびに被害者がGHQ要員の場合は所属部長と密接な連絡を取り、事後処理の手続きを進める。 |
| 報告書 | 事故の状況及びその処理、その他援助を受けたこと等の報告書を作成し、速やかにSC・GHQ各部に伝達して、事故の再発防止に努める。なお、報告書には事故発生の責任の所在に関しては記載せず、明らかな事実のみを報告する。 |
| 中止勧告 | 安全のため必要と判断した場合は、大会長に対して大会の中止、または延期を勧告する。 |

7. 緊急対策本部の構成員

大会長の指名に基づいて、統轄安全管理者が本部長となり、下記の部員をもって緊急対策本部を構成する。

安全管理者2人

被害者の所属するSC、またはGHQの副安全管理者

被害者がGHQ要員の場合はその所属班長

GHQ(総務部長、広報部長)

事故発生場所を管轄するGHQ各部長

所属地区派遣団本部員2人

県連盟事務局(事務局長、担当職員)

8. 部外発表

事故に関する部外への発表は、その一切をGHQ広報部を通じて行う。

